

救急法救急員養成講習の採点要領について

(1) 直接圧迫止血

① 想定

- 指導員が傷病者の上肢または下肢の出血部位を指定し、直接圧迫止血法で止血する。
- 受講生は、保護ガーゼを傷口にあて、手のひらで直接圧迫止血を行う。
- 受講生は、実際の止血の際はビニール手袋等を使用して止血を行うが、検定ではビニール手袋を装着せずに（装着しているものとして）実施する。

② 採点基準

<止血の効果>

- ・傷口を手のひらの面で強く圧迫しているか
- ※橈骨動脈の触知の有無で止血の効果の判定基準とはしない。

<位置、姿勢>

- ・救助者自身が安全な立ち位置で実施しているか
- ・傷病者を観察できる立ち位置で実施しているか
- ・圧迫している部位は適切か

(2) 止血帯A

三角巾と棒を使用する場合として、検定を実施する

① 想定及び条件

- 傷病者は肘のあたりで上肢が切断されて大出血があるため、上腕に止血帯をかける（講習では傷病者役を受講生の利き腕と逆側で実施する）。傷病者の血液は、足側へ流れている。
- 「はじめ」の合図で止血に取り掛かるときには、16折の三角巾と棒を持った状態でスタートする

② 採点方法

- ・受講生は三角巾を上腕に巻き、半結びをして棒を通す準備ができたところで待機し、指導員が緊縛加減をチェックする
- ・指導員は1バディずつ合図をして棒を使用しての圧迫を開始させ、棒の回転数は半～1回転までとし、棒の固定を行う過程をチェックする。受講生の手技が終了した後に止血帯をかけた時刻を記入した札等を、見えやすいところに着けることを理解しているかを尋ねる等確認する。

③ 採点基準

<巻く位置>

- ・救助者自身が安全な立ち位置で実施しているか
- ・適切な位置に止血帯を巻いているか

<棒等の固定>

- ・確実な手順で棒を固定しているか
- ・三角巾の長さが足りない受講生については、手順が適切であることを確認したうえで、腕に回さず結ばせる

<緊縛加減>

- ・腕に巻いた帯～半結びまでの巻きの強さが適切か
- ・半結びの高さは適切か（適切な高さから棒を巻き始めているか）
- ・帯を指で確実に抑え、棒を引き上げて巻いているか
- ・そのまま棒を回転し続ければ、適切な止血効果を得ることができる手順か

(3) 止血帯B

ターニケットを使用する場合として、検定を実施する

① 想定

- 傷病者は膝のあたりで下肢が切断されて大出血があるため、大腿にターニケットをかける（講習では傷病者役の受講生の利き足と逆側で実施する）
- 「はじめ」の合図で止血に取り掛かるときには、ターニケットを持った状態でスタートする

② 採点方法

- ・受講生が、箱からターニケットを取り出したら使用前にバンドを伸ばして使用前の準備をしているか確認を行う。
- ・受講生は、バンドをバックルに通してマジックテープを張り付けたところで待機し、指導員が緊縛加減をチェックする
- ・指導員は1バディずつ合図をしてロッドの回転を開始させ、ロッドの回転数は半回転までとし、タイムストラップを装着するまでの過程をチェックする。装着後にタイムストラップに時刻を記入することを理解しているかを尋ねる等確認する。

③ 採点基準

<巻く位置>

- ・救助者自身が安全な立ち位置で実施しているか
- ・適切な位置にバンドを装着しているか

<棒等の固定>

- ・確実な手順でロッドを固定しているか

- ・バンドをクリップにかけてロッドが外れることを防いでいるか

<緊縛加減>

- ・バンドを装着する強さが適切か（指が3本入らない）
- ・そのままロッドを回転し続けられれば、適切な止血効果を得ることができる手順か

(4) 三角巾

検定の方法、チェックポイント等については検定要領に従い実施する。

<判定基準>

チェック項目は「患部の覆い」「合目的性」「結び目位置」「本結び・末端処理」「傷病者扱い」の5点であるが、1項目あたりが20%という等分の基準ではないこと。（×1つなら80%でこの種目は○というものではないこと）

検定要領にある「各課題の概ね8割以上が○の場合を当該種目の合格とする。」は、単純な○の数ではなく、手当の目的として8割の達成度があるかを指導員が目視で判断する。

例) 末端処理ができておらず、傷病者扱いが悪い場合、×が2つになるが、手当の達成度として8割以上と判断できれば当該種目を○としてよい。

(5) 固定

検定の方法、チェックポイント等については検定要領に従い実施する。

<判定基準>

チェック項目は「固定加減」「結び目位置」「本結び・末端処理」「傷病者扱い」の4点であるが、1項目あたりが25%という等分の基準ではないこと。（1つ×があれば75%のため固定が×というものではないこと）

検定要領にある「各課題の概ね8割以上が○の場合を当該種目の合格とする。」は、単純な○の数ではなく、手当の目的として8割の達成度があるかを指導員が目視で判断する。

※ 三角巾及び固定の採点にあたり、合否の決定に際しては主任指導員を中心に複数の指導員で協議し、納得のうえで判定することとし、必要に応じて報告書に判定の過程や理由を記載すること。

(6) 制限時間について

検定要領のチェックポイントとして「e.その他」として「時間内にできたか」となっていることから、傷病者の苦痛を和らげるための素早い手技で手当てを行うという観点から、傷病者扱いの一環としてチェックする。